

グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト
実施業務委託

プロポーザル募集要項

令和4年11月

豊島区都市整備部都市計画課

目 次

1. 背景と目的	1
2. 対象エリア	2
3. 業務内容	3
4. 履行期間	5
5. 区の支出上限額	5
6. 応募資格	5
7. 公募および指定のスケジュール（予定）	6
8. 提出書類および提出部数	7
9. 審査方法および評価基準	8
10. 選定結果および結果の公表	9
11. その他留意事項	10
12. 担 当	10
参考資料	11

各種様式

グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト実施業務委託 プロポーザル募集要項

1. 背景と目的

池袋駅周辺地域は、平成 27 年 7 月に都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定され、同年 8 月には国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域に指定されました。

平成 28 年 4 月には、グリーン大通り沿道の地権者や企業の方々を中心に構成されるグリーン大通リエリアマネジメント協議会（通称：GAM）が国家戦略道路占用事業の区域計画認定を受けたことで、本来歩道上で実施することが困難な「オープンカフェ」や「マーケット」などのイベント開催が可能となりました。

平成 29 年度からは、近接する南池袋公園を一体的に活用したマーケットを定期化したことで、今では年間約 2 万人を超える来場者が訪れるなど、着実に事業に対する認知度が高まっています。

令和元年度には、国土交通省が提唱する「まちなかウォーカブル推進プログラム」に賛同・協力する自治体としてエントリーし、翌月にはグリーン大通りの国家戦略道路占用事業の区域計画変更認定により、区域の一部拡大および「食事・購買施設」や「ストリートファニチャー」の常設など、新たな空間活用が可能となりました。

また、池袋駅周辺ではまちづくりが急速に進み、4 つの公園の再整備や Hareza 池袋のオープンなど、池袋を代表する賑わいの拠点となる施設が誕生いたしました。

豊島区は、こうした拠点施設間を回遊する仕組みづくりや歩行者動線の確保など、地域の方々や来街者にとって居心地が良く歩きたくなる「ウォーカブルなまちづくり」を推進しております。

本プロポーザルでは、道路をはじめとした公共空間を活用し、賑わい創出に資するイベントを実施するとともに、グリーン大通りを起点に周辺施設への回遊を促進し、ウォーカブルなまちづくりを共に推進していただける方を募集します。

本要項は上記のことを踏まえ、公募型プロポーザルによる事業者を選定する手続きについて、豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱第 9 条に基づき、必要な事項を定めるものとします。

◆これまでの経緯◆

平成 26 年度：オープンカフェ社会実験

平成 27 年度：グリーン大通りエリアマネジメント協議会（GAM）設立

平成 28 年度：国家戦略道路占用事業区域計画の認定（実施主体：GAM）

平成 29 年度：南池袋公園の一体的活用、マーケットの定期化（月 1 回程度）

平成 30 年度：「グリーン大通り再生ビジョンおよび実現戦略」策定

グリーン大通り再整備工事着手

令和元年度：*1 ウォークブル推進都市にエントリー

*2 国家戦略道路占用事業の区域計画変更

国家戦略特別区域法施行令第 24 条 2 号・3 号の追加、

適用区域の拡大（「2. 対象エリア（3）」を追加）

令和 2 年度：まちなかウォークブル推進事業を活用

令和 3 年度：ストリートファニチャーの設置

東京都屋外広告物条例上の特例許可を取得

令和 4 年度：ストリートファニチャーへ屋外広告物を掲出

<参考>

*1 ウォークブル推進都市について（出典：国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000257.html

*2 国家戦略道路占用の区域計画変更について（豊島区ホームページ）

<http://www.city.toshima.lg.jp/303/1910041029.html>

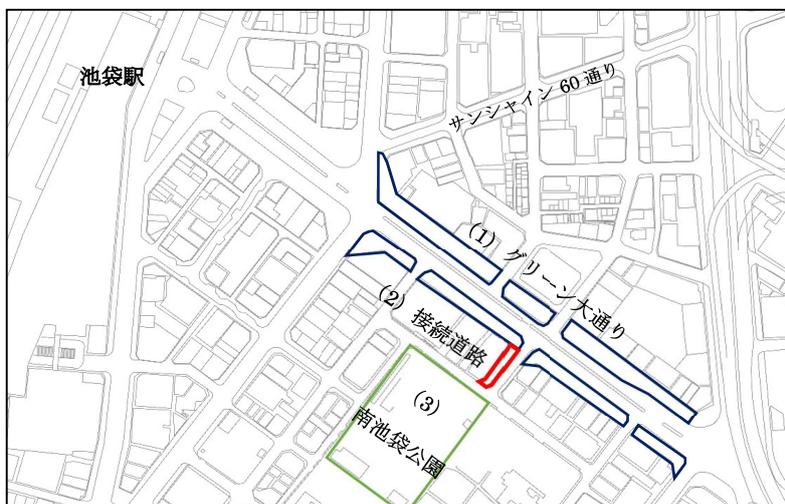
2. 対象エリア

(1) グリーン大通り（特別区道 41-21 号線歩道部）

(2) グリーン大通りと南池袋公園を接続する道路（ただし西側歩道のみ）

(3) 豊島区立南池袋公園

※ (1) (2) は国家戦略道路占用事業の適用区域としての認定を受けている。



＜プロジェクトに関する団体・会議体の概要＞

(1) グリーン大通りエリアマネジメント協議会

- ①名称：グリーン大通りエリアマネジメント協議会（通称：GAM）
- ②組織：任意団体
- ③設立：平成 27 年 10 月 26 日
- ④会員：グリーン大通り沿道等の企業及び団体（22 企業・団体）※事務局：区
- ⑤活動内容：1) グリーン大通りの特色ある賑わいを創出する活動
2) グリーン大通りの維持管理に関する活動
3) グリーン大通りの景観向上のための活動
4) その他、協議会の目的を達成するうえで必要な活動

(2) 南池袋公園をよくする会

- ①構成：学識経験者、近隣町会・商店会、近隣寺社、豊島区都市整備部（公園緑地課）
- ②内容：公園の使用案件に関する審査
- ③開催時期：月 1 回程度

3. 業務内容

(1) グリーン大通りエリアマネジメント協議会が主催する「2. 対象エリア」を活用した各種イベントの企画運營業務

- イベントの内容、実施日数、実施時間等は提案事項とします。
- ※イベント名称も提案事項に含むが、企業名を使用しないでください。
- イベント実施に伴う各種申請手続き（警察・消防等）は受託者が行うものとします。
- イベント実施に伴う資材・什器等は全て受託者が準備するものとします。
- イベントの設営・撤収作業は受託者が行うものとします。
- イベントの実施前に、事業に関する PR 活動を積極的に行ってください。
（ホームページ、SNS、チラシ等）
- 区の文化・観光事業と積極的に連携を図ってください。

(2) まちなかウォークブルの推進を目的とした各種調査・調整業務

- （1）の事業スケールを活かし、来街者の回遊性の促進・歩行者優先のまちづくりを進めていく上での課題の抽出・動線を確保するための基礎データを収集するものとします。
- 調査および調整等の内容については、区および関係機関と協議した上で行うものとします。

○調査回数は3回程度を想定しています。

＜調査（イメージ）＞

- ・アクティビティ調査
- ・シャドウイング調査
- ・ストリートファニチャー適正配置の検証、分析

(3) グリーン大通りエリアマネジメント協議会全体会（年2回を想定）への出席

○受託者として事業を進めるうえでの事前協議および実績報告を行います。

※運営は事務局（区）が行います。

(4) 業務報告書の作成

○上記（1）（2）に伴う効果に関する指標を区と協議のうえ設定し、報告に含めるものとします。

○履行期限までに業務報告書2部をご提出ください。

【留意事項】

◆対象エリア共通◆

- ①グリーン大通りの活用をメインとし、南池袋公園のみを使用する等の提案は認められません。
- ②イベント時の売上や購買客数、収益の使途等についてご報告ください。
- ③対象エリアのみならず、池袋西口公園、中池袋公園、イケ・サンパーク（愛称）に代表される周辺スポットへの回遊の促進に配慮された提案とします。
- ④対象エリアが公共空間であることを踏まえ、秩序と風紀の保持に努めてください。
- ⑤多様な人々をひきつける魅力的なサービスの提供に努めてください。
- ⑥地域の方々からのご意見やご要望に可能な限り応えるとともに、必要に応じ地域と連携した活動を行ってください。
- ⑦環境の美化に努めてください。
- ⑧ごみの減量、再資源化や省エネルギーなどの環境保全に努めてください。
- ⑨イベント等終了後、原状復旧を行ってください。
- ⑩災害時は、行政（区、警察、消防等）の指示に従ってください。
- ⑪イベント実施にあたっては、適宜賠償責任保険等に加入してください。

◆グリーン大通り◆

- ①国家戦略特区制度・まちなかウォークブル推進事業の趣旨に沿ったイベントとしてください。

②道路占用の主体および各種イベントの実施主体はグリーン大通りエリアマネジメント協議会となります。

③継続性が見込めるプロジェクトとしてください。

◆南池袋公園◆

①イベントに付随する臨時の出店が可能です。ただし、出店する際は、「南池袋公園をよくする会」の審査、公園占用申請が必要となり、事業内容を変更いただく可能性があります。

②原則として、芝生部分の使用（什器設置等）はできません。

③芝生養生のため、春・秋の一定期間は芝生全面または一部への一般人の立入りも禁止となるとともに、コンディション次第では不定期に養生を行う場合があります。

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月10日まで

※単年度契約とし、履行状況等により、最大2回まで契約の更新を可能（3年間）とします。

5. 区の支出上限金額

5,000,000円（消費税含む）

6. 応募資格

以下の全ての要件を満たすものとします。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">①提出された書類の記載事項が虚偽でないこと②本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること③過去2年間に銀行取引停止がなく、経営不振の状況にないこと |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。応募以降、審査終了までに該当した場合は、応募資格を失うものとします。応募資格の基準日は、様式1「参加意向申出書」の申請日とします。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの②応募書類提出時点において、豊島区の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの③会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により更正又は再生手続きを開始しているもの④法人税及び消費税等納付すべき税を滞納しているもの |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者の統制下にあるもの
⑥政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体）
⑦宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）
⑧代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴の提起された日から2年を経過しない者であるもの
⑨法令等の規定により許認可が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していないもの

7. 公募及び指定のスケジュール（予定）

区分	スケジュール等
① 募集要項の公表・配布	令和4年11月28日（月）～令和4年12月27日（火） 配布時間：午前9時～午後5時（土日祝を除く） 配布場所：豊島区本庁舎6階都市整備部都市計画課 豊島区ホームページからもダウンロード可能 (URL： http://www.city.toshima.lg.jp)
② 参加意向申出に関する質問受付	令和4年11月28日（月）～令和4年12月6日（火） ※午後5時厳守 様式4「質問書」に質問事項を記入し、電子メールで送付すること。 送付先： A0022603@city.toshima.lg.jp （都市計画課）
③ 参加意向申出に関する質問書回答	令和4年12月12日（月）までにホームページに掲載（一括回答）
④ 提案書の受付	令和4年12月19日（月）～令和5年1月13日（金） ※午後5時厳守 提出方法：持参（8:30～17:00）※土日祝を除く 提出書類：「8. 提出書類および提出部数」を参照
⑤ 提案書に関する質問受付	令和4年12月19日（月）～令和4年12月23日（金） ※午後5時厳守 様式4「質問書」に質問事項を記入し、電子メールで送付すること。 送付先： A0022603@city.toshima.lg.jp （都市計画課）

区分	スケジュール等
⑥ 提案書に関する質問書回答	令和4年12月28日(水)までにホームページに掲載 (一括回答)
⑦ 2次審査(ヒアリング)	令和5年1月23日(月)～令和5年1月25日(水) (予定) ※期間中の指定した1日
⑧ 受託候補者結果通知	令和5年1月26日(木)以降
⑨ 審査結果の公表	令和5年1月30日(月)以降にホームページ上に掲載します。

8. 提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	部数
① 参加意向申出書	様式1	1部
② 企業等概要説明書	様式2	1部
③ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面	任意様式	1部
④ 事務所の所在地及び組織図、事務分担を記載した書面	任意様式	1部
⑤ 過去のまちづくり活動や企業活動の実績を記載した書面	任意様式	10部
⑥ 対象エリアにおける賑わい創出プロジェクトの提案書 ◆テーマ1：業務の実施方針 ※業務の内容は、「3. 業務内容」を参照 ◆テーマ2：事業の実施体制 ※実施日数や時間帯など具体的に提案すること ※効果測定体制についても提案すること ◆テーマ3：道路活用等としての社会貢献事業、及び実施体制 ※留意事項は、テーマ2と同様 ◆テーマ4：道路活用等における収支計画	様式3 (表紙) 任意様式 (関係書類)	10部
⑦ 業務見積書 ※人工、単価等がわかる内訳明細書を作成すること	任意様式	10部
⑧ 上記①～⑦に関する pdf データ	電磁記録媒体	1部

※提出先：「12. 担当」まで

<作成上の基本事項>

- 提案書は、基本的な考え方を簡潔に分かりやすく記述表現してください。
- 原則として、用紙はA4判縦サイズ、横書き、片面印刷としてください。
- 文字の大きさは、10ポイント以上を基本とします。
- ⑤～⑦については、正本(1部)および副本(9部)は、1部ごとにA4判フラットファイル等にまとめてください。

- 正本のフラットファイル等のみに応募者名を表記ください。
- 応募書類の作成および提出に必要な諸経費は、応募者の負担とします。
- 提出された応募書類は、返却しません。

9. 審査方法および評価基準

(1) 選定方法

選定は、区が設置する「グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト実施業務委託プロポーザル方式業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査を行い、提案書等の提出内容を選定基準に照らして順位付けし、最も適当と認める応募者を受託候補者として選定します。

なお、区からグリーン大通りエリアマネジメント協議会会員に対し、提案書等の提出内容に関して意見を募り、選定における参考とする場合があります。

(2) 審査方法

書類審査（1次審査）および選定審査（2次審査）の2段階で実施します。

区分	内容
① 書類審査 (1次審査)	選定委員会において、提出書類について評価基準に従って審査を行い、選定審査の対象となる応募者を選考します。なお、2次審査には上位3者程度を選出します。
① 選定審査 (2次審査)	書類審査を通過した応募者についてヒアリングを実施し、書類審査の得点、及びヒアリング実施の得点を総合考慮し、受託候補者を選定します。

(3) 評価基準

評価項目	評価基準	提出書類 番号
実施体制	・適切な実施団体（企業等）であるか	②③④⑤
	・管理者、担当者が必要な専門能力、資格、業務経験年数、マーケット等の運営実績を有しているか	⑥
	・適切な作業分担により、円滑な業務を遂行できる体制となっているか	
	・地域との連携を意識した体制となっているか	
当地区への精通度	・国家戦略特区をはじめ、当地区におけるまちづくりの進むべき方向性を明確に理解しているか	⑥

評価項目	評価基準	提出書類 番号
業務目的の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・ GAM によるエリアマネジメントの発展に寄与したものとなっているか ・ 区が推進する「ウォーカブルなまちづくり」を踏まえた提案となっているか ・ イベントの実施だけでなく、周辺施設への回遊を促す提案となっているか 	⑦
道路活用等内容の 先進性、実現性、 継続性、地域連携性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進性のある内容となっているか ・ 実現性のある内容となっているか ・ まちなかウォーカブル推進事業の目的を理解し、グリーン大通りでの道路活用における人、もの、ことの継続性、及び将来的な継続性のある道路活用内容となっているか ・ グリーン大通りエリアマネジメント協議会をはじめ、グリーン大通り、及び周辺の地域との連携性のある道路活用内容となっているか ・ 社会貢献事業が明確となっているか 	⑥
業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な業務スケジュールとなっているか 	⑧
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「5. 区の支出限度額」内で、業務内容と整合性のとれた適正な経費が計上されているか 	⑨
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の先進性、実現性に関する説明が首尾一貫しているか。 ・ 継続性、地域連携性に富んだ、将来を見据えた活動内容であるか。 ・ 事前調整など準備期間を含め、実現可能なスケジュールになっているか。 ・ 収支見込みが妥当であるか。 ・ 収支の考え方が適切か。 ・ プロジェクトへの取組みに熱意や意欲があるか。 ・ プロジェクトに対する認識にずれがないか。 ・ GAM をはじめ、地域団体等との協議に際し、円滑なコミュニケーションが期待できるか。 ・ ヒアリングでの説明、質疑応答が適切で明快か。 	ヒアリング

10. 選定結果および結果の公表

- 選定委員会において、第一位として決定したものを受託候補者として特定します。
- 選定結果については、令和5年1月30日（月）以降に自己の結果のみを電子メールで通知します。
- 評価内容および選定結果に対する問い合わせは一切受け付けません。

11. その他留意事項

- 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失います。
- 提出書類は1者につき1案とします。
- 提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出を認めません。
- 提出書類の内容や提出方法等が本要項の規定に適合しない場合は、無効とする場合があります。
- 提出書類は、必要な範囲において複製することがあります。

12. 担当

豊島区都市整備部都市計画課拠点まちづくりグループ

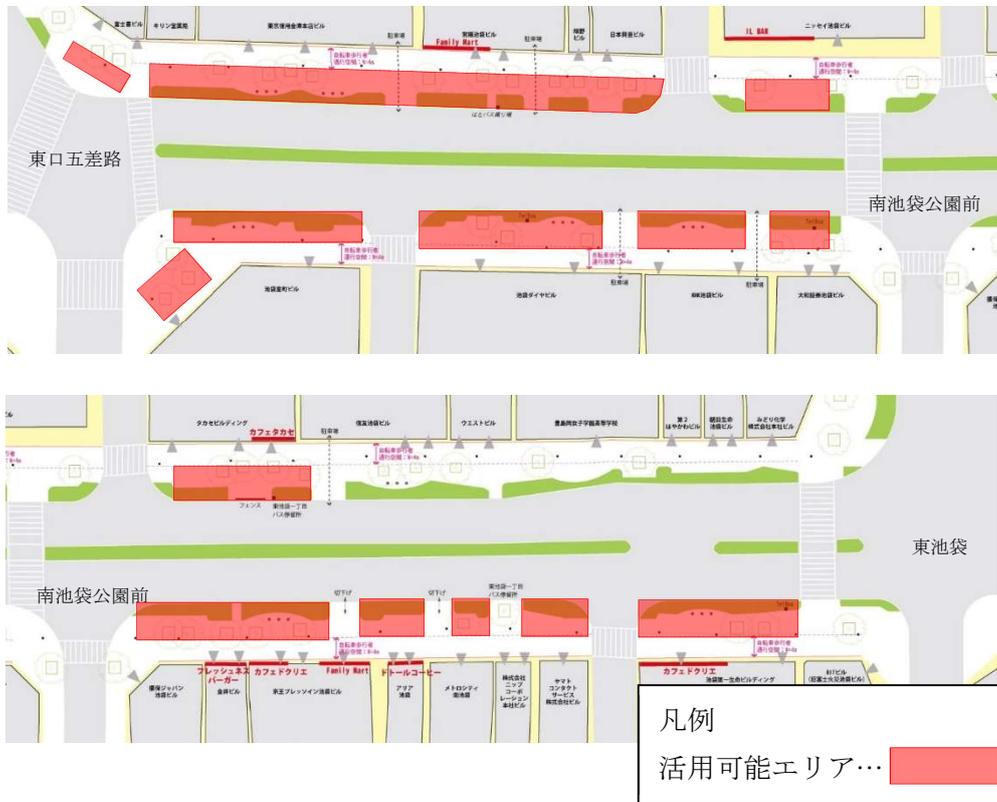
〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1（6階）

電話番号：03-4566-2640（直通） Email：A0022603@city.toshima.lg.jp

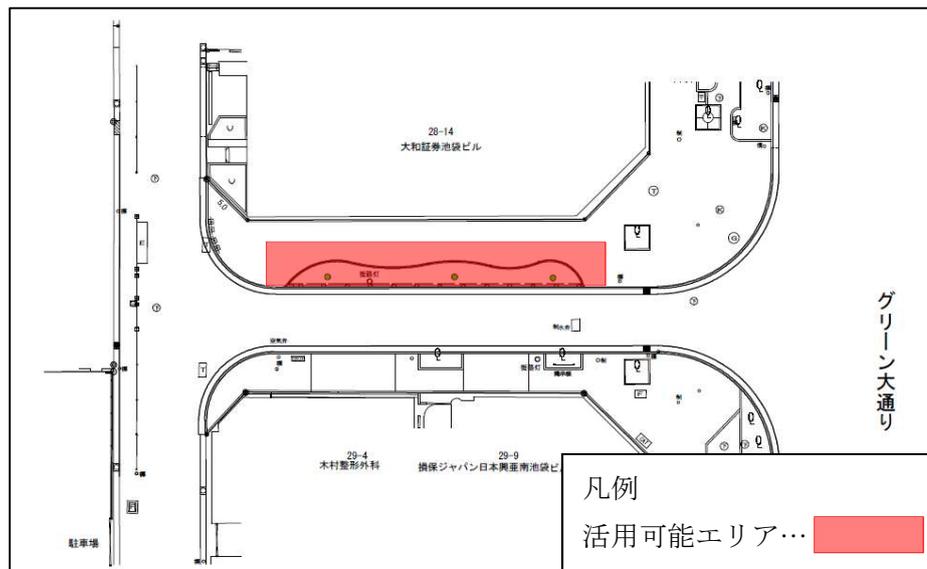
参考資料

＜対象エリア図面＞

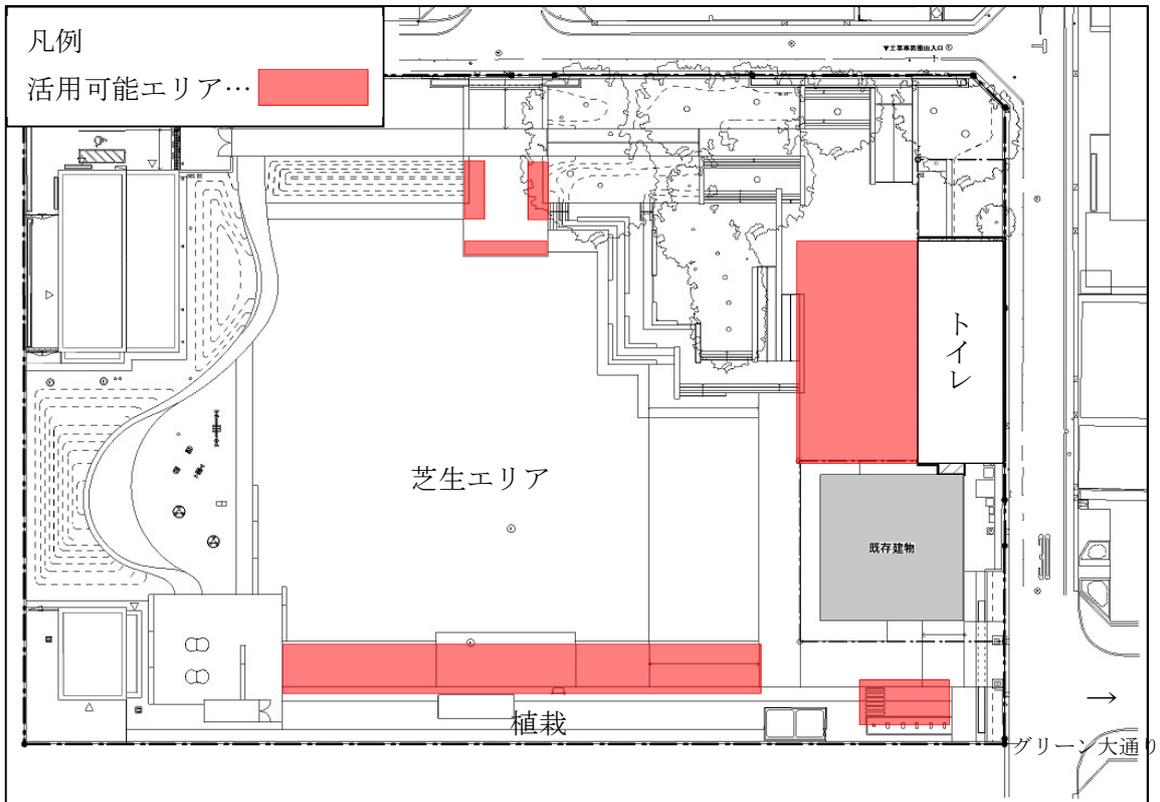
(1) グリーン大通り（特別区道 41-21 号線歩道部）



(2) グリーン大通りと南池袋公園を接続する道路（ただし西側歩道のみ）



(3) 豊島区立南池袋公園



<対象エリアの占用料(予定)>

区分	内容
道路占用料	73 円／㎡・日
公園占用料 (公園使用時)	45 円／㎡・日 ※イベント時は売上の 0.5%を地域貢献費として「南池袋公園をよくする会」に還元すること。
主な占用物	マーケットなどにおける什器

<グリーン大通りエリアマネジメント協議会および区が所有している各種什器一覧>

什器名称	個数	備考
カフェテーブル	22 台	直径 60 cm 円形
カフェ用椅子	59 脚	
人工芝②	1 枚	200 cm×500 cm マットタイプ
長テーブル	20 台	45 cm×150 cm
イーゼル看板	3 枚	幅 45 cm 高さ 90 cm チョーク用

各種様式

(様式 1)

参加意向申出書

業務名称：グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト実施業務委託

上記業務のプロポーザル方式に関して参加を希望しますので、必要書類を添えて参加意向申出書を提出します。

- ・東京都電子自治体共同運営電子調達サービスの登録の有無 (有・無)

※有無のいずれかに○をつける

令和 年 月 日

豊島区長 高野 之夫 様

(提出者)

住所

会社名等

役職

代表者名

電話番号

(担当者)

部署

氏名

電話番号

FAX

E-mail

(様式2)

企業等概要説明書

会社名等	
代表者名	
所在地	
電話番号	
FAX	
E-mail	
ホームページ	
設立年月日	
資本金額	
事業概要	
営業所数	
従業員数	
(区分)	
豊島区競争入札参加資格の有無	有・無

(様式3)

企画提案書

(業務名称) グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト実施業務委託
上記業務について企画提案書に関係資料を添えて提出します。

令和 年 月 日

豊島区長 高野 之夫 様

(提出者) 住所		
会社名		
代表者	役職	
	氏名	印
電話番号		
担当者	部署	
	氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

(様式 4)

質問書

業務名称：グリーン大通り等における賑わい創出プロジェクト実施業務委託

質問者 連絡先	会社名等	
	部署	
	担当者氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
質問事項		